

令和4年3月16日

公社分譲住宅建設登録予定業者 各位

島根県住宅供給公社  
理事長 山口 和志  
(公印省略)

令和4～6年度公社分譲住宅建設業者登録申請について（通知）

平素より公社分譲事業にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、御承知のとおり公社分譲住宅の建設業者については、あらかじめ「公社分譲住宅建設業者」として登録がなされた建設業者の中から選定することとしています。

つきましては、令和4～6年度の業者登録を希望される方は、下記の事項をご承知いただき、申請手続きをされますようご案内いたします。

記

1. 申請受付期間： 令和4年4月1日から令和4年4月15日まで  
・ 郵送 または 窓口提出  
※期間を過ぎてからでも随時受付をします。

2. 提出場所： 〒690-0012 松江市古志原四丁目1-1  
島根県住宅供給公社 住宅事業課

3. 登録資格：

次の全ての条件を満たすことが必要です。

- 1) 令和4～6年度島根県建設工事等入札参加資格者（建築一式工事）であること
- 2) 申請前5年間に住宅建設の元請実績があること

4. 提出書類：

《 公社分譲住宅建設業者登録申請について 》

- ① 公社分譲住宅建設業者登録申請書

別紙1

- ② 令和4～6年度島根県建設工事等入札参加資格者（建築一式工事）  
であることの確認書類： 名簿内容照会 頭1ページ分

〔 島根県の資格申請システムより印刷  
<http://choutatsuweb.pref.shimane.lg.jp/portal/> 〕

添付

- ③ 住宅建設元請工事経歴書

(平成29～令和3年度の5年間に受注した一般住宅物件1件以上)

別紙2

- ④ 上記工事の工事請負契約書の写し

添付

5. 適用内容等：

(対象とする工事)

公社分譲住宅

- 1) 積立分譲住宅
- 2) 一般分譲住宅
- 3) その他分譲住宅

(有効期間)

登録有効期間は、令和7年4月30日までとします。

(罰則その他)

登録業者が次に該当する場合、登録の取り消しその他の措置を受けます。

- 1) 辞退届の提出があったとき、または提出すべき状況と判断されるとき
- 2) 登録申請書記載内容に不正があったとき
- 3) 島根県建設工事入札参加資格者（建築一式工事）でなくなったとき
- 4) 公社に損害を与えたり、公社の信用と信頼を失墜させたとき

\*\*\*\*\* 問 い 合 せ 先 \*\*\*\*\*

〒690-0012 松江市古志原 4-1-1

島根県住宅供給公社 住宅事業課

TEL : 0852-22-3220

FAX : 0852-22-3307

\*\*\*\*\*